

第 5 章 給 与

○松山広域福祉施設事務組合特別職報酬・議員報酬及び費用弁償条例

制 定 昭和 50 年 10 月 30 日 条例第 5 号
改 正 昭和 52 年 3 月 3 日 条例第 2 号
昭和 53 年 3 月 15 日 条例第 1 号
昭和 54 年 2 月 23 日 条例第 1 号
昭和 55 年 2 月 22 日 条例第 1 号
昭和 56 年 2 月 27 日 条例第 1 号
昭和 57 年 2 月 25 日 条例第 1 号
昭和 60 年 2 月 28 日 条例第 1 号
昭和 63 年 3 月 3 日 条例第 1 号
平成 元年 3 月 1 日 条例第 1 号
平成 2 年 2 月 21 日 条例第 1 号
平成 3 年 2 月 21 日 条例第 1 号
平成 4 年 2 月 20 日 条例第 1 号
平成 5 年 3 月 3 日 条例第 1 号
平成 6 年 3 月 1 日 条例第 1 号
平成 8 年 2 月 29 日 条例第 1 号
平成 9 年 3 月 4 日 条例第 1 号
平成 16 年 3 月 3 日 条例第 1 号
平成 18 年 3 月 3 日 条例第 1 号
平成 19 年 3 月 5 日 条例第 1 号
平成 20 年 2 月 29 日 条例第 1 号
平成 20 年 9 月 19 日 条例第 2 号
平成 21 年 2 月 27 日 条例第 1 号
平成 22 年 9 月 17 日 条例第 2 号
平成 28 年 3 月 28 日 条例第 2 号
令和 2 年 3 月 12 日 条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、次に掲げる特別職の職員の受ける報酬及び費用弁償並びに組合議会議員の受ける議員報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 組合長
 - (2) 副組合長
 - (3) 組合議会議員の中から選任された監査委員
 - (4) 識見を有する者の中から選任された非常勤の監査委員
 - (5) 公平委員会委員
 - (6) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 2 号に規定する職にある者
 - (7) 地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する職にある者
- (特別職の職員の報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の額)

第3条 議員報酬の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 組合議会議長 年額100,900円

(2) 組合議会副議長 年額89,900円

(3) 組合議会議員 年額81,100円

(特別職の職員の報酬の支給方法)

第4条 月額報酬の支給期日は、松山広域福祉施設事務組合職員給与条例（昭和50年条例第6号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の給与の支給方法の例による。

2 年額報酬は、3月下旬にこれを支給する。ただし、組合長が必要と認めたときは、本文の規定にかかわらずそのときに支給することができる。

3 日額報酬は、その出務回数に応じてこれを支給する。

4 新たに職に就いた場合には、その日から報酬を支給する。

5 任期満了等によってその職を離れた場合には、その日まで報酬を支給する。ただし、死亡により離職した場合及び月の途中で離職し、当該離職した日の翌日に再び離職前の職に就き、当該月の末日まで在職した場合には、その月の末日までの報酬を支給する。

6 委員会において、委員長と委員等の間で職務を異動し、報酬の額に異動があった場合には、その日から新たな額の報酬を支給する。

7 前各項に定めるもののほか、特別職の職員の報酬の支給方法については、一般職の職員の給与の支給方法の例による。

(議員報酬の支給方法)

第5条 議員報酬の支給方法については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「報酬」とあるのは「議員報酬」と、同条第6項中「委員会において、委員長と委員等」とあるのは、「組合議会議長、組合議会副議長又は組合議会議員」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法については、一般職の職員の給与の支給方法の例による。

(特別職の職員の費用弁償)

第6条 特別職の職員が費用弁償として受ける旅費については、松山広域福祉施設事務組合職員等の旅費に関する条例（平成6年条例第4号）の規定を準用し、第1条第3号から第7号までに掲げる者については、3級の職務相当額を支給する。

- 2 前項の費用弁償の支給方法については、一般職の職員の旅費の支給方法の例による。

(組合議会議員の費用弁償)

第7条 組合議会議員が費用弁償として受ける旅費については、松山広域福祉施設事務組合職員等の旅費に関する条例の規定を準用し、次に定める職務相当額を支給する。

(1) 議長 1級の職務相当額

(2) 副議長及び議員 2級の職務相当額

- 2 前項の費用弁償の支給方法については、一般職の職員の旅費の支給方法の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年8月28日から適用する。

(収入役の廃止に伴う経過措置)

- 2 平成19年3月31日において収入役であつた者で、同年4月1日以降も引き続き収入役として在任するものに支給する報酬については、なお従前の例による。

(平成20年度に支給する報酬に関する特例)

- 3 平成20年度分の組合長及び副組合長の年額報酬は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する報酬の額に100分の50を乗じて得た額とする。

(平成22年度に支給する報酬に関する特例)

- 4 松山広域福祉施設事務組合特別職報酬・議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(平成22年条例第2号)の施行の日に現に組合長又は副組合長の職にある者に支給する平成22年度分の報酬は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する額に100分の50を乗じて得た額とする。

付 則(昭和52年3月3日条例第2号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則(昭和53年3月15日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年12月1日から適用する。

付 則(昭和54年2月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年12月1日から適用する。

付 則(昭和55年2月22日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年12月1日から適用する。

付 則(昭和56年2月27日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 55 年 12 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 57 年 2 月 25 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 56 年 12 月 1 日から適用する。ただし、組合長、副組合長、収入役、組合議会議長、組合議会副議長及び組合議会議員に係る改正規定は昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 60 年 2 月 28 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 59 年 12 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 63 年 3 月 3 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 62 年 12 月 1 日から適用する。

付 則（平成元年 3 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 63 年 12 月 1 日から適用する。

付 則（平成 2 年 2 月 21 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年 12 月 1 日から適用する。

付 則（平成 3 年 2 月 21 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 年 12 月 1 日から適用する。

付 則（平成 4 年 2 月 20 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 3 年 12 月 1 日から適用する。

付 則（平成 5 年 3 月 3 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 12 月 1 日から適用する。

付 則（平成 6 年 3 月 1 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の松山広域福祉施設事務組合特別職報酬・費用弁償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 5 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 この条例による改正前の松山広域福祉施設事務組合特別職報酬・費用弁償条例の規定に基づいてすでに支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

付 則（平成 8 年 2 月 29 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の松山広域福祉施設事務組合特別職報酬・費用弁償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 7 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 この条例による改正前の松山広域福祉施設事務組合特別職報酬・費用弁償条例の規定に基づいてすでに支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

付 則（平成 9 年 3 月 4 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の松山広域福祉施設事務組合特別職報酬・費用弁償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 8 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 この条例による改正前の松山広域福祉施設事務組合特別職報酬・費用弁償条例の規定に基づいてすでに支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

付 則（平成 16 年 3 月 3 日条例第 1 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 18 年 3 月 3 日条例第 1 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 3 月 5 日条例第 1 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 2 月 29 日条例第 1 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 9 月 19 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 21 年 2 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 22 年 9 月 17 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 28 日条例第 2 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 12 日条例第 1 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分		報 酬
組 合 長		年額 198,700円
副 組 合 長		年額 161,000円
監 査 委 員		日額 8,300円
公平委員会委員長		年額 42,000円
公平委員会委員		年額 33,600円
地方公務員法第3条 第3項第3号に規定 する職にある者	非常勤の職	月額 183,900円 以内
	臨時の職	日額 12,000円 以内
地方公務員法第3条第3項第2号に規定 する職にある者で別に報酬額の定めのないもの		日額 7,000円 以内

備考 監査委員については，組合議会議員の中から選任された者が
組合議会に出席した場合を除く。